水産庁

（水産庁資源管理部漁業調整課課長補佐（総括班担当））農林水産技官　廣野　淳

水産庁資源管理部管理課指導監督室長に昇任させる

（水産庁資源管理部管理課指導監督室長）同　大久保　慎

水産庁増殖推進部漁場資源課漁業資源情報分析官に配置換する（以上八月二十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月二十四日ウクライナ国の独立記念日につき、同月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、八月二十五日ウルグアイ国の独立記念日につき、同月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年八月十四日
二　登録番号　操更講第八十三号
三　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　佐名　博
四　住所　福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原２６４番地４０
五　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
佐名海事事務所　福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原２６４番地４０

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年八月十四日
二　登録番号　操失講第八十三号
三　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　佐名　博
四　住所　福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原２６４番地４０
五　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
佐名海事事務所　福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原２６４番地４０

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録船舶職員養成実施機関の名称　沖縄県立沖縄水産高等学校
二　(一)　代表者の氏名
(変更前)　川満　雅夫
(変更後)　小禄　健夫
(二)　変更年月日　平成二十六年四月一日
(三)　登録船舶職員養成実施機関の名称　福岡県立水産高等学校
代表者の氏名
(変更前)　三角　雅則
(変更後)　逸見　明久
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録海技免許講習実施機関の名称　沖縄県立沖縄水産高等学校
二　(一)　代表者の氏名
(変更前)　川満　雅夫
(変更後)　小禄　健夫
(二)　変更年月日　平成二十六年四月一日
(三)　登録海技免許講習実施機関の名称　福岡県立水産高等学校
代表者の氏名
(変更前)　三角　雅則
(変更後)　逸見　明久
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の五の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　長岡　伸幸
二　(一)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称
(変更前)　小型船舶免許センター
(変更後)　小型船舶操縦免許更新センター
(二)　変更年月日　平成二十六年六月二十七日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　長岡　伸幸
二　(一)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称
(変更前)　小型船舶免許センター
(変更後)　小型船舶操縦免許更新センター
(三)　変更年月日　平成二十六年六月二十七日